

令和7年度 墨田区立第一寺島小学校
いじめ防止基本方針

令和7年4月1日
校長 高橋 誠人

【はじめに】

いじめ防止対策推進法第2条（最終改定：平成28年5月20日法律第47号）では、「いじめ」を次のように定義する。「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、児童が心身の苦痛を感じているもの」である。

国、地方公共団体及び学校の主体はいじめ防止のための対策に関する基本的な方針を策定する義務がある。学校は、いじめ防止等のための組織を置き、年間計画に基づいた指導を行う。重大事態発生時は、事実確認のための調査と区長への報告の義務が生じる。「重大事態」とは、「①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な事態や被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあると認めるとき」である。

本校は、平成26年12月の「墨田区いじめ防止対策推進条例」に基づき、「いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは児童等の生命並びに心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものである。
- (2) 全ての児童等が「やさしさ」「おもいやり」の心を大切にし、児童一人一人の安心・自信・自由を保障する。
- (3) いじめはどこでも起こり得るという認識に立ち、いじめ発見には全力で取り組み、発見した場合には、迅速かつ慎重に組織で対応する。
- (4) いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが重要であるという認識のもと、関係機関との密な連携を図る。

2 学校及び教職員の責務

教職員は保護者・関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する職責を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ・不登校対策委員会

① 設置の目的

学校は、当該校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織「いじめ・不登校対策委員会」を置く。

② 所掌事項（本委員会は、次に掲げる項目について協議する）

- 校内のいじめ未然防止対策に関すること。
- 家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関わること。
- いじめ発生時における具体的な対応に関すること。
- いじめ発生時における家庭・関係機関との連携に関わること。

③ 会議

校内委員会の中に組織を置き、毎月1回定例会議を行う。

④ 委員構成

校長、副校長、特別支援コーディネーター、生活指導主任、保健主任、いじめ・不登校コーディネーター、SC、該当担任

(2) 学校サポートチーム

① 設置の目的

学校はいじめの未然防止及び発生時における対応機関として、学校サポートチームを置く。

② 所掌事項

○校外のいじめ未然防止対策に関すること。

○家庭・地域との連携によるいじめの未然防止対策に関すること。

○いじめ発生時における具体的な対応に関すること。

○いじめ発生時における家庭・関係機関との連携に関すること。

③ 会議

学校運営連絡協議会と兼ね、年 3 回定例会議を行う。

④ 委員構成

校長、副校長、PTA会長、学校運営連絡協議会委員

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

①「いじめは絶対に許さない」という風土を醸成する。

②豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図り、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

③児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめ防止を訴えるような取組の推進。

④校内研修充実による教職員の意識の向上

⑤児童・保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進

⑥家庭訪問や学校便り等を通じた家庭との緊密な連携・協力

⑦児童の人間関係等の悩みを把握する為に、学校生活アンケート（6、11、2月）を行う。

(2) 早期発見のための取組

①児童が発する小さなサインを見逃すことのないよう、心の変化に注意し、違和感を敏感に感じ取る等のチェック機能の強化

②定期的な状況調査・教育相談等の実施や外部ツールを活用することにより、早期におけるいじめの実態把握及び児童がいじめを訴えやすい環境の整備

③保健室や相談室からの情報の収集及び電話相談窓口からの情報収集体制の整備

④教職員全体によるいじめ情報の共有化

(3) 早期対応のための取組

①学校・家庭・地域の連携のもと、いじめに対する危機意識を高くもち、組織的に解決するための校内体制の構築

②いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全の確保

③いじめられた児童が落ち着いて授業を受けられる環境の確保

④いじめを行った児童に対する毅然とした指導の徹底

⑤いじめを黙認（傍観）していた児童への指導の徹底

⑥いじめを行った側と受けた側の保護者への説明と支援・助言

⑦保護者会等における情報の共有化

⑧教育委員会への報告及び関係機関との連携

⑨いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

(4) 重大事態への対処

- ①いじめられた児童の安全の確保
- ②いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ③関係機関や専門家等との相談・連携
- ④「出席停止」も視野に入れた対応
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携

5 教職員研修計画

- (1) 職員連絡会等における「学校いじめ基本方針」徹底
- (2) 夏期休業を利用したSC等による研修会実施

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 月に1回開かれるPTA役員会での啓発
- (2) 学校便り、学年通信等による啓発活動の実施

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 問題が家庭内に起因する場合は、子供生活支援センターとの連携
- (2) 問題が地域社会に起因する場合は、地域町会への働きかけ
- (3) 問題が犯罪行為として取り扱われる場合には警察と連携

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 毎年、学年末に「いじめ防止対策」について全校児童及び保護者からの評価を行う。
- (2) 毎年、学年末に「いじめ防止対策」について学校運営連絡協議会より評価を行う。
- (3) 上記の学校評価のもと、毎年必要に応じて基本方針の改善を行っていく。